

# 官報号外

平成十七年三月二十三日

## ○ 第百六十二回 参議院会議録第九号

平成十七年三月二十三日(水曜日)

午後零時三十一分開議

○議事日程  
第九号

平成十七年三月二十三日

午後零時三十分開議

第一 半島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第五まで

一、平成十七年度一般会計予算

一、平成十七年度特別会計予算

一、平成十七年度政府関係機関予算

清子内親王殿下納采の儀に関する議長の報告 半島振興法の一部を改正する法律案 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案外一件

地域の振興のため必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法律案は、平成十七年四月一日における戦没者等の遺族であつて、同一の戦没者等に關し、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいるものに対し、特別弔慰金を支給しようとするものであります。

次に、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十七年度以降の児童扶養手当の額について、児童扶養手当法等に規定する手当額の自動改定の特例措置を定めようとするものであります。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行い、援護行政の今後の在り方、母子家庭の現状、児童扶養手当の額の妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、まず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上両案を一括して議題といたします。

長岸宏一君

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[岸宏一君登壇、拍手]

[岸宏一君登壇、拍手]

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員

決すべきものと決定いたしました。

次に、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案について、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池委員より、社会民主党・護憲連合を代表して福島委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

まず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十六

賛成

二百二十六

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案

の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

一百二十四

賛成

一百十

反対

十四

投票総数

二百十

賛成

一百四十

反対

四

投票総数

一百二十四

賛成

一百四十

生活環境の整備が推進されてまいりました。

しかしながら、山村地域では、依然として人口の減少と高齢化が急速に進んでおり、管理の行き届かない森林や耕作放棄地の増加により、農林産物の安定的供給や国土の保全など、山村地域が担うべき役割への影響が危惧されています。

このような状況にかんがみ、本法律案は、山村振興対策の充実を図るため、法の有効期限を更に十年間延長し、平成二十七年三月三十一日までと

するとともに、都道府県知事が作成する山村振興計画を都道府県の定める山村振興基本方針に基づき市町村が作成することに改めるほか、所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長木村仁君。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十六

賛成

二百二十六

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案

上を図るために昭和四十年に制定され、産業基盤や山村振興法は、山村地域の経済と住民福祉の向

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第五 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長木村仁君。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十五

賛成

二百二十五

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 次に、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案

上を図るために昭和四十年に制定され、産業基盤や山村振興法は、山村地域の経済と住民福祉の向

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数  
賛成  
反対  
一百二十七 ○  
一百二十七 ○  
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) これにて休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

平成十七年度予算三案は、去る一月二十一日、国会に提出され、二月一日、谷垣財務大臣より趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待つて、三月三日より審査に入りました。

以来、本日まで審査を行つてまいりましたが、この間、三月十日には税制・景気及び年金・社会保障に関する集中審議を、十七日には外交防衛等に関する集中審議を、二十二日には証券・金融・規制緩和に関する集中審議を、さらに本日午前には政治・政治資金に関する集中審議を、二十二日には参考人を招致し、証券・金融・規制緩和に関する質疑を行い、また三月十五日には公聽会を、この際、日程に追加して、

平成十七年度一般会計予算  
平成十七年度特別会計予算  
平成十七年度政府関係機関予算  
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後四時五十分開議

○議長(扇千景君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成十七年度一般会計予算  
平成十七年度特別会計予算  
平成十七年度政府関係機関予算  
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長中曾根弘文君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔中曾根弘文君登壇、拍手〕

○中曾根弘文君 ただいま議題となりました平成十七年度予算三案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成十七年度予算の内容につきましては、既に谷垣財務大臣の財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

平成十七年度予算三案は、去る一月二十一日、国会に提出され、二月一日、谷垣財務大臣より趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待つて、三月三日より審査に入りました。

以来、本日まで審査を行つてまいりましたが、この間、三月十日には税制・景気及び年金・社会保障に関する集中審議を、十七日には外交防衛等に関する集中審議を、二十二日には証券・金融・規制緩和に関する集中審議を、さらに本日午前には政治・政治資金に関する集中審議を、二十二日には参考人を招致し、証券・金融・規制緩和に関する質疑を行い、また三月十五日には公聽会を、この際、日程に追加して、

平成十七年度一般会計予算  
平成十七年度特別会計予算  
平成十七年度政府関係機関予算  
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

告申し上げます。

まず、経済・景気動向について、「最近景気は踊り場にあると言われているが、踊り場はいつまで続くのか。現在三期連続のマイナス成長が続いているが、来年度の政府経済見通し一・六%は達成できるのか。また、景気は地域間でかなりのばらつきが見られるが今後どのように対応していくのか」との質疑があり、これに対し、竹中経済財政政策担当大臣より、「昨今景気は一時的に弱い動きが出ており、まだ模様の状況にあるが、今年の半ばから踊り場を脱する動きが出てくることを期待している。現在日本の潜在的な成長力は一・五%から二%の間にあると思われ、海外要因等の条件が整えば来年度一・六%程度の成長は可能と考えている。地域間のばらつきについては、I.T.関連部門、輸送機械等好調な民間部門を抱える東海地域の景気は良いものの、北海道、四国等は厳しい状況にある。現在政府の中に總理を本部長とする地域再生本部を設置し、地域再生に向けて全省を挙げて取り組んでいるところである」旨の答弁がありました。

次に、財政、税制について、「政府は今年の「改革と展望」でプライマリーバランスの黒字化を一年前倒しして二〇一二年度としているが、本当に達成できるのか。消費税を引き上げるのではなく、今回定率減税を縮減しようとする理由は何か。定率減税をやめれば景気に悪影響が出るのでないか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「改革と展望」のプライマリーバランスの試算については、改革も順調に進み、景気も良くなるなど様々な前提を置いているものである。財政バランスの回復は歳出の抑制か、増税か、景気回復による自然增收かの三つしかないが、試算では歳出を抑制するとともに、景気の回復で税収が伸びることを前提にしており、一つの目標として頑張らなければならぬと考えている。定率減税の縮減については、財政の現状を考えると今は消費税を引き上げる環境にないと考えており、どこに增收策を求めるか、厳しい財政状況の中で財政全体のことを考えて一つの選択として今回定率減税の縮減を行うこととした。これから高齢社会のことを総合的に勘案し、定率減税の縮減の增收分は基礎年金の国庫負担二分の一への引上げ財源に充てることになつており、負担と給付の全体のバランスを考えてつた措置である。景気に与える影響は、消費税を引き上げるより少ないと考えている。定率減税は一気に廃止するのではなく、景気の現状を見ながら、まず半分に縮減しようとするものであるが、定率減税導入当時著しく停滞していた景気も、今日、不良債権処理や産業再生が進み、また企業の有利子負債も相当低くなるなど、経済環境は大きく変わってきたことに認識している」旨の答弁がありました。

次に、年金及び社会保障制度改革について、「總理が社会保障制度改革について、三党合意に賛成し、年金の一元化を望ましいと考える理由は何か。また、公的年金一元化のためには納税者番号制度の導入は不可避と思うがどうか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「社会保障制度は、これから高齢社会の中で極めて大事なものであり、これを政争

の具にせず、政権交代があつても維持発展できる持続可能な制度にしていくことが最も重要なと考え三党合意に賛成したものである。年金の一元化については、現在の年金制度は厚生労働省のみならず、各省に及ぶ複雑な制度で極めて分かりにくるものとなつてゐる。現在は、人々がかつてに比べ職業を替えていく時代になり、年金制度は簡素で分かりやすいものが望ましいと考えてゐる。納税者番号制度の導入については、「現在様々な議論が行われており、まだ全体の姿が見えていない現状にあるが、できることなら納税者番号制は導入することが望ましいと考えている」旨の答弁がありました。

次に、郵政民営化問題について、「郵政事業や郵便貯金、簡易保険事業は国民の基礎的な生活保障手段であり、本質的に民営化などじまないと思うが、どこに接点を求めようとしているのか。また、郵貯と簡保で国債の約四分の一を保有しているが、民営化した場合、国債管理政策にどのような影響が及ぶと考へてゐるのか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「郵政事業はユニバーサルサービスといふ非常に大きな公的役割を担つてゐる。そのユニバーサルサービスを支えるために郵便局のネットワークがあり、我が国ではそこで金融の機能も担つてきたという大きな特徴があつた。民営化した場合でも基本的にはこうしたユニバーサルサービスの義務は果たしてもらうが、その他のことにについては、できる限り自由度を持つてやってもらう仕組みを考えている。現在、その基本的な考え方を示し、政府・与党内において真剣に協議を

行つてゐるところである。また、郵貯の国債保有については、民営化する場合には適切な移行期間を設けて対応することが必要であるが、国債市場での影響を考慮し、情報を開示するなど適切な資産運用を行うことが重要であると考えてゐる。また、民営化後は、政府としてはマーケットと対話をしながら新商品の開発、保有者層の多様化を図ることなど、適切な国債管理政策に努めてまいりました。

次に、教育問題について、「今日学校教育が荒廃し、子供の学力低下が心配されているが、どのように認識しているか。また、最近家計の収入が子供の学力や生き方に影響を与えていたと言われてゐるが、どんな地域、家庭に生まれた子供でも生きる力を最大限に伸ばすための教育の機会が与えられるべきではないか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「近年学校教育において学習指導要領が改訂され、総合的な学習の時間が導入されるとともに、基本教科の授業時間が削減されてきた。学校の現場の声を聞くスクールミーティングを通じて子供たちの実情を分析しているが、授業時間を増やすことの必要性を感じたところで、おおむね評価してもらえるものと考えている」旨の答弁がありました。

最後に、福岡県西方沖の地震について、「福岡県西方沖で大きな地震が起きたが被害の状況はどうか。また、政府として今後どのように対応していくのか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「百七十五名、家屋の全壊十七戸、半壊百五十九戸、一部損壊二千百十五戸に上り、約二千名が避難所に避難している状況である。地震発生の当日中に災害救助法を発動したところであり、仮設住まいを示す、政府・与党内において真剣に協議を行つてゐる」と述べました。

の日本に最も大事な人材の育成のために、自らの能力を向上させようとする意欲のある人々に対しても、政府が全省庁挙げて対応していかなければならぬと認識している」旨の答弁がありました。

質疑はこのほか、日米安全保障協議委員会と我が国の基本姿勢、国連安保理常任理事国入りへの問題、在日米軍再編問題、イラクの自衛隊活動状況、六カ国協議と北朝鮮拉致問題への取組、中国残留孤児への生活保護、人権擁護法案の問題点、食料自給率の向上策、米国産牛肉輸入問題と食品の安全確保、学校の安全対策、地域づくりと住宅対策、少子化対策、男女共同参画社会の在り方、政治と政治資金、地球温暖化対策、マラッカ海峡海賊襲撃事件など、広範多岐にわたりました。が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して松下委員が反対、自由民主党及び公明党を代表して荒木理事が賛成、日本共産党を代表して大門委員が反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。討論を終局し、採決の結果、平成十七年度予算三案は賛成多数をもつていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君） 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。辻泰弘君。

官報 (号外)

(辻泰弘君登壇、拍手)

○辻泰弘君 私は、民主党・新緑風会を代表し、平成十七年度政府予算三案に対し、一括して反対の討論を行います。

予算案の国会審議が始まった二月の中旬に実施された読売新聞の世論調査、内閣に優先的に取り組んでほしい課題では、景気対策六四%、年金など社会保障制度改革五九%を筆頭に十二の政策課題が挙げられた後、ようやく十三番目にたどり着いたのが郵政民営化でありました。その他の調査もほぼ同じような結果がありました。

このような国民が求める政策の優先順位にこだわることなく、小泉総理は郵政民営化の実現は奇跡、その奇跡に挑戦するのが小泉内閣でありますと、変人ラッパを吹き鳴らし、郵政民営化、郵政民営化と呪文のごとく唱えて、これらました。しかし、奇跡を起こす決意で挑戦し、取り組むべきはむしろ少子化対策や財政再建などではないのでしょうか。

国民の切なる要望を顧みない、国民生活に思いを致さない、日本のあるべき姿を見詰めない、悲しいほどに無責任、罪深きまでに無自覚。小泉総理ここにあります。

平成十七年度予算案は、そのような小泉総理の国民不在の政治の象徴とも言ふべきものであり、我々は到底容認できません。

以下、政府案に反対する主な理由を申し上げます。

まず、第一の理由は、昨年決めた社会保険料などの負担増に上乗せして、定率減税廃止に向けた縮減を図つてのことです。

また、第二の理由は、昨年決めた社会保険料などの負担増に上乗せして、定率減税廃止に向けた縮減を図つてのことです。

デフレ状況が続き、GDPの六割を占める個人消費の動向がかぎを握る現在、定率減税縮減は景気回復に水を差す愚策であります。また、定率減税実施の際、税制の抜本的見直しを行うまで続けると約束していたことにも反する、正に改革なき負担増であります。

反対する第二の理由は、年金制度の抜本改革に全く着手せず、昨年強行採決でございましたが、不安のプランをもたらす改善しないままに予算化し、固定化しようとしていることがあります。

我が党の粘り強い主張で、総理もようやく改革の必要性に気付かれたようですが、予算案には改革への意思が全く表れておりません。のみならず、制度間格差の解消を目指す我が党の全面的一元化の主張に対し、政府は被用者年金だけの一元化、単なる財政単位の一元化だけでお茶を濁そうとしています。

また、政府税調が公正公平な課税の実現に資する結論付ける納税者番号制度であるにもかかわらず、本来その実現に先頭を切るべき財務大臣の消極的姿勢は全く理解に苦しむことであります。

さらに、我が党が提案している社会保険庁と国税庁の統合につき、与党が関係省庁と呼応して既得権擁護を図り、葬り去ろうとしていることは言語道断であります。

反対する第三の理由は、国の長期債務残高が六百兆円になんなんとする状況にもかかわらず、政府の財政再建に向けての熱意と具体的な取組方針が何ら示されていないことです。

財務大臣が、二〇一二年度プライマリーバラン

ス黒字化は現実には難しいとの判断を示すばかりで、国の財政健全化への目標の設定に着手しようともしないことは無責任のそしりを免れません。

さらに、総理が、在任中は消費税を引き上げないと強調してきたことは、歳入面からする財政再建への取組の議論に足かせをはめたと言わざるを得ません。総理の姿勢からは、自分が泥をかぶるのを避けたいとの思惑だけが透けて見えるのであります。

これら以外にも、三位一体と言ひながら抜本的な税源移譲や一括交付金化が極めて不十分であること、BSE対策において国民の食の安全確保がないがしろにされていること、特殊法人などへの歳出抑制が図られていないこと、イラクからの自衛隊の撤退を行おうとしていることなどは、多くの国民の期待に反するものであります。

また、予算委員会の審議における旧橋本派の政治資金疑惑解明への与党の極めて消極的な態度、農水大臣の極めて非常識な非常識発言にも強く猛省を促さなければなりません。

昨年六月三日、総理は、今後国民に年金額の引下げを求めていくことになるマクロ経済スライドについての質問に答えられず、異例な形の強行採決につながりました。残念ながら、あれから九ヶ月を経た今月三日の予算委員会においても、総理は、下がらないようによる制度だと全く逆に、まことにました。このことを強く申し上げ、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(扇千景君) 野上浩太郎君。  
〔野上浩太郎君登壇、拍手〕

○野上浩太郎君 私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました平成十七年度予算三案に対し、賛成の立場から討論を行つものであります。

まず冒頭に、先日の福岡県西方沖地震により被災された方々に、心から哀悼の意を表し、お見舞

結局、総理には国民生活のことなんか他人のことではないのです。そんな総理は日本には要らない。総理失格であります。

石破茂前防衛厅長官は、著書の中で、小泉総理は紙が三枚以上になると一枚も読んでくれないと総理の日常について語りました。二枚以内にこだわるのは、総理が二枚目だからなのか、はたまた総理が二枚舌だからなのか分かりませんが、重要な国政にその程度の姿勢でしか臨んでいないとは、涙が出るほどに悲しいことであります。

総理、今度我が党から年金改革の御説明をお伺いしますので、是非御招致ください。御心配には及びません。必ず二枚以内のペーパーにして、民主党が官邸に御説明をお伺いいたします。何でしたら、そのまま官邸にとどまり、政権を引き継がせていただく用意をございます。どうか総理におかれましては、後顧の憂いなく、安心して御退陣ください。

民主党は、自民党に代わって日本の政治を担い、年金などの改革を推進し、もって国民生活安定を実現する、その備えと決意は十分に整つている、このことを強く申し上げ、私の反対討論を終ります。(拍手)

○野上浩太郎君 登壇、拍手)  
○野上浩太郎君 私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました平成十七年度予算三案に対し、賛成の立場から討論を行つものであります。

まず冒頭に、先日の福岡県西方沖地震により被

いを申し上げます。政府におかれでは、復旧対策等に全力で取り組むよう、強くお願い申し上げます。

さて、小泉内閣においては、改革なくして成長なしの方針の下、デフレの克服と経済の活性化を目指し、金融、税制、規制緩和、加えて歳出の改革等に果敢に取り組んでまいりました。この結果、日本経済には、企業収益や雇用情勢の改善など、景気回復に向け明るい兆しが見えつつあります。特に、今回の景気回復は、設備投資を始めとする民間需要を中心の自律的回復であることに大きな意味があり、正に小泉改革の成果を端的に示すものであると言えます。

一方、財政の現状は、歳入の四割以上を国債で賄うという大変厳しい状況が続いている、国と地方の債務残高もGDPの一・五倍にまで達していることから、政府には、将来世代に責任が持てる財政を確立することが喫緊の課題であります。このような状況下で編成された平成十七年度予算是、財政健全化に向けた積極的な取組がなされる一方で、日本の将来の発展を確実なものとすべく、研究開発や少子化対策などの分野に予算を重点配分した内容となつております。

以下、本予算に賛成する主な理由を申し述べます。

第一の理由は、持続的な財政構造の構築に向けた大きな一步を踏み出している点であります。

少子高齢化の進展に伴い、社会保障費の増加圧力が強まる状況下において、歳出削減努力を積み重ねることにより、本予算の一般歳出規模は三年ぶりに前年度以下の水準に抑制され、新規国債発

行額についても四年ぶりに前年度以下に縮減されました。この結果、一般会計の基礎的財政収支は、十六年度に比べ三兆円も改善され、更なる悪化に歯止めが掛けられています。その意味で、政府の努力を大いに評価するものであります。

本予算は二〇一〇年代初頭の基礎的財政収支均衡化に目標達成に向けた一里塚となるものであり、政府の努力を大いに評価するものであります。

第二の理由は、歳出改革を断行する一方で、経済社会発展の基盤となる分野に重点配分を行うなど、めり張りのある予算になつてている点であります。

本予算においては、主要経費のほとんどを前年度水準以下に抑制する中で、科学技術振興費については二・六%の伸びを確保し、研究者の実力や独創性などに基づいて配分する競争的研究資金が三〇%増額されております。また、日本経済を支える中小企業への対策についても、企業間の連携強化や人材育成への支援に係る予算が前年度に比べ三九%増額されております。これらは技術立国である日本の発展に欠くことのできない重要な分野に対し特段に配慮がなされたものであり、日本の将来を見詰めない無責任な予算などといつた批判が全くの的外れであることは明らかであります。

第三の理由は、三位一体の改革が着実に推進されている点であります。

官 地方でできることは地方の理念の下、国の関与の縮小と地方の権限、責任を拡大する改革が推進されています。本予算においては、昨年十一月の政府・与党合意に基づき、税源移譲に結び付けて、私の賛成討論といたします。ありがとうございます。

く改革が行われているほか、交付金化やスリム化などを図ることにより、総額で一兆八千億円の改革が実施されることになつております。交付金化においては、地方の自主性、裁量性を最大限に高め、依然として厳しい状況にある地方を再生する

という観点から、使途を細かく規定せずに配分する地域再生交付金が創設されており、縦割り行政

は是正にも大きく寄与するものと期待されます。

第四の理由は、国民生活に直結する施策の充実が図られている点であります。

出生率が一・二九にまで低下するなど、少子化問題は国の根幹にかかる重要な課題であります

が、本予算には、次世代育成支援対策交付金などが新たに設けられたほか、児童手当国庫負担金も大幅に増額されております。また、フリーランサーやニートの増加により顕在化している若年者雇用問題への対策として、働く意欲を向上させるための強化や人材育成への支援に係る予算が前年度に比

べ三九%増額されております。これらは技術立国

である日本の発展に欠くことのできない重要な分

取組等、きめ細かな施策が盛り込まれました。さ

らに、近年の治安の悪化に対応し、地方警察官を三千五百人増員するほか、不法滞在者の半減対策

経費も大幅に増額されております。国民の声に迅速に対応したこれらの施策に対し、大いに賛意を表するものであります。

以上、本予算に賛成する主な理由を申し述べました。本予算成立後、迅速かつ適切に執行される

ことを強く要請いたします。

最後に、いよいよ世界約百二十か国が参加をす

ます。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(扇千景君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票執行〕

〔参考氏名を点呼〕

○議長(扇千景君) これより開票いたします。投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

官 報 (号 外)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしま  
す。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数	三百三十六票
白色票	一百三十五票
青色票	一百一票

荒木	山口那津男君	木村	木村	加藤	弘友	福本	福本	小泉	山本	渕上	浜田	西田	大田	鰐淵	近藤
清寛君	仁君	和夫君	和夫君	修一君	和夫君	潤一君	潤一君	昭男君	香苗君	昌良君	昌秀君	実仁君	洋子君	正道君	副議長
魚住裕一郎君	岸	岸	岸	高野	高野	佐藤	佐藤	遠山	浮島とも子君	澤	澤	坂本由紀子君	又市	山本	角田
山下	龟井	龟井	龟井	博師君	宏一君	昭郎君	昭郎君	清彦君	あきら君	雄二君	雄二君	征治君	正明君	保君	千景君
米一君	郁夫君	郁夫君	郁夫君	福島みずほ君	福島みずほ君	佐藤	佐藤	坂本	坂本	谷合	谷合	谷合	谷合	谷合	長議副

片山虎之助君	加治屋義人君
鈴木	陽悅君
松村	祥史君
山本	順三君
荻原	愛知
秋元	治郎君
司君	健司君
鶴保	庸介君
荒井	正吾君
舛添	要一君
田村耕太郎君	雅史君
脇	弘成君
世耕	芳正君
山崎	秀二君
矢野	哲朗君
田浦	直君
林	青木
北岡	幹雄君
中原	孝雄君
中原	爽君
尾立	源幸君
関谷	勝嗣君
竹山	裕君
眞鍋	賢二君
陣内	富岡由紀夫君
青木	那谷屋正義君
藤本	敦子君
糸糸	那谷屋正義君
慶子君	那谷屋正義君
下田	那谷屋正義君

藤井	基之君	伊達	忠一君
長谷川憲正君			
水落	敏栄君		
黒岩	宇洋君		
椎名	一保君		
岡田	直樹君		
関口	昌一君		
野上浩太郎君			
岡田	後藤	博子君	
森元	恒雄君		
岡田	広君		
山内	俊夫君		
山村	英利君		
山下	公平君		
田村	一太君		
山本	武見	政二君	
鈴木	敬三君		
中島	眞人君		
橋本	聖子君		
松田	岩夫君		
中曾根弘文君			
山東	昭子君		
松下	健三君		
藤末	新平君		
水岡	俊一君		
足立	信也君		
小林	眞勲君		
正夫君			

柳澤	加藤	神本	美恵子君
池口	修次君	光美君	幸春君
大塚	耕平君	達男君	
工藤堅太郎君			
高嶋	良充君		
小川	敏夫君		
福山	哲郎君		
円	より子君		
山本	孝史君		
佐藤	道夫君		
朝日	俊弘君		
田名部	匡省君		
西岡	武夫君		
大石	正光君		
山下	八洲夫君		
廣田	一君		
大久保	勉君		
芝	博一君		
犬塚	直史君		
松井	孝治君		
岩本	司君		
井上	哲士君		
高橋	浅尾慶一郎君		
藤原	千秋君		
正司君			

喜納 昌吉君  
主濱 了君  
山根 隆治君  
若林 秀樹君  
辻 泰弘君  
森 ゆうこ君  
佐藤 雄平君  
郡司 彰君  
伊藤 基隆君  
小林 元君  
直嶋 正行君  
櫻井 充君  
平田 健二君  
渡辺 秀央君  
広中和歌子君  
田村 秀昭君  
今泉 昭君  
林 久美子君  
仁比 聰平君  
前川 清成君  
小林美恵子君  
津田弥太郎君  
鈴木 寛君  
紙 智子君  
谷 木俣 内藤 大門実紀史君  
緒方 靖夫君

平成十七年三月二十三日

參議院會議錄第九號

### 議長の報告事項

官 報 (号 外)

育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 文教科学委員会に付託  
　　國の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案(閣法第九号) 農林水産委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。  
　　地方自治法第百五十六条规定に基づき、公共職業安定所の設置に関する承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

公共工事の品質確保の促進に関する法律案(第百六十一回国会、古賀誠君外七名提出)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員糸数慶子君提出嘉手納基地の騒音問題に関する質問(第一〇号)(答弁することができる期限 三月二十八日)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律  
　　地方税法等の一部を改正する法律  
　　昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を十年延長するとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、半島振興対策実施地域に係る農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のため必要な措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、平年度約三十億円が見込まれている。

## 半島振興法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十七年三月十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

## 半島振興法の一部を改正する法律

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地域住民の生活の向上」と「半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに改める。

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

九 水害、風害、地震災害、地震に伴い発生する事項

る津波等により生ずる被害を含む。)その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項

第十三条中「向上」の下に「産業の振興、医療及び教育の充実」を、「円滑化及び」の下に「高度情報通信ネットワークその他の」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(農林水産業の振興)  
第十三条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

第十五条の二 国及び地方公共団体は、半島地域には優れた自然の風景地、半島地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることから、半島振興対策実施地域の活性化に資するため、観光その他他の半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

第十七条中「製造の事業」の下に「又は旅館業(宿営業を除く。)」を加え、「工場用の」を削る。  
附則第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

九 水害、風害、地震災害、地震に伴い発生する事項

則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

第二条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第七号の次に次の二号を加える。

附則第二条第二項の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項

附則第三項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項

第四条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項

第五条 土交設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項

附則第二条第一項の表に次のように加える。

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第三項の表に次のように加える。

附則第二条第一項の表に次のように加える。



児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律

1 平成十七年四月以降の月分の次の表の上欄に掲げる手当については、同表の下欄に掲げる規定により計算した額がそれぞれの手当につき次項の規定により読み替えられた同項の表の上欄に掲げる規定により計算した額に満たない場合は、次の表の下欄に掲げる規定(他の法令において引用する場合を含む。)にかかわらず、当該額をこれらの手当の額とする。

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当	児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四号)による特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第二百一十七号)による医療特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による原子爆弾小頭症手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

児童扶養手当法第五条第一項	四万千千百円
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条	四万千八百八十円(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十六年(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数による額の改定が行われたときは、直近の翌年の四月以降、四万千八百八十円(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定後(この項)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定後(この項)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
三万三千三百円	三万三千九百円(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十六年(この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、三万三千九百円(この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後(この項)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
五万円	五万九百円(物価指数が平成十六年(この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物

## 官報(号外)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千百七十円	一万四千百七十円(物価指数が平成十六年(この条の規定による額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の三	二万六千五十円	二万六千五百二十円(物価指数が平成十六年(この条の規定による額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
昭和六十年国民年金等改正法	一万四千百七十円	二万六千五百二十円(物価指数が平成十六年(この条の規定による額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十五条第三項	五万円	五万九百円(物価指数が平成十六年(この項の規定による額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十六条第三項	四万六千六百円	四万七千四百四十円(物価指数が平成十六年(この項の規定による額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)

の低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第四項	三万三千三百円
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第三項	三万三千九百円

は、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、三万三千九百円(この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下したときは、当該改定後の額を基準として政令で定めた額)

比率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第三項	一万六千七百円
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第三項	一万七千円(物価指数が平成十六年(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、一万七千円(この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額))

三万三千三百円  
(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、三万三千九百円(この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 審査報告書

山村振興法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年三月二十二日

参議院議長 扇 千景殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関必要な措置を引き続き講ずるため、山村振興法の有効期限を更に十年間延長し、平成二十七年三月三十一日までとするとともに、都道府県知事が作成する山村振興計画を都道府県の定める山村振興基本方針に基づき市町村が作成することに改めることか、認定法人の認定要件の拡充、都市と山村との交流及び鳥獣被害の防止等についての配慮規定の追加等の措置を講ずるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行に要する経費としては、平年度約九十億円の見込みである。  
山村振興法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「国の施策に準じて」を「その地域の特性に応じて」に改める。

第六条第一項中「振興山村に係る山村振興に関する計画」を「振興山村の振興に関する基本方針」に、「振興山村に係る山村振興に関する具体的の方針」を「振興山村の振興に関する基本的な指針」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。  
(山村振興基本方針)

第七条の二 都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針(以下「山村振興基本方針」という。)を定めるものとする。

2 山村振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

二 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発等産業の振興のための施策に関する基本的な事項

三 医療の確保、生活改善及び労働条件の改善のための施策に関する基本的な事項

四 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する基本的な事項

3 都道府県は、山村振興基本方針を作成するに

(号外)

当たつては、振興山村を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

4 都道府県は、山村振興基本方針を定めようと

するときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、

その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 前項の規定は、山村振興基本方針の変更について準用する。

第八条第一項中「都道府県知事は、前条第一項」を「第七条第一項」に、「市町村長に協議し」を「市町村(以下「振興山村市町村」という。)」は、山村振興基本方針に基づきに、「主務大臣」を「都道府県」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 振興山村市町村は、山村振興計画を定めたときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければならない。

第八条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定により山村振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該山村振興計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

第九条の見出しを「(山村振興指針の勧告)」に改め、同条第一項中「山村振興計画」を「山村振興基本方針」に、「当該振興山村に係る山村振興に関する具体的の方針」を「当該都道府県における振興山村

の振興に関する基本的な指針」に、「都道府県知事」を「都道府県」に改め、同条第二項中「具体的の方針」を「基本的な指針」に改める。

第十一条第一項中「山村振興計画」を「山村振興基本方針及び山村振興計画」に改める。

第七項及び第八項中「都道府県知事」を「振興山村市町村」に改め、同項第一号中「次の」を「森林等の保全に必要な次の」に改め、同項第二号中「前号の事業に併せて行う」を「農林業その他の地域産業の活性化に必要な」に改め、同条第四項、第五項、第六項及び第七項中「都道府県」を「振興山村市町村」に改める。

第十八条中「向上」の下に、「産業の振興」を、「円滑化及び」の下に「高度情報通信ネットワークの他の」を加える。

第十九条中「配置」の下に、「医療機関の協力体制(救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行ふ体制を含む。)の整備」を加える。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(都市と山村の交流等)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

(鳥獣被害の防止)

第二十一条の三 国及び地方公共団体は、振興山村における生活環境の保全、農林水産業の振興等を図るため、鳥獣による被害の防止について

適切な配慮をするものとする。

附則第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(山村振興計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の山村振興法(次条において「旧法」という。)第八条の規定により作成されている山村振興計画は、この法律による改正後の山村振興法の項を次のように改める。

(国土交通省設置法一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

(半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十一年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること)。

平成二十七年三月三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十一年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること)。

(国土交通省設置法の一部改正)	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十一年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること)。
-----------------	--

第五条 國土交通省設置法(平成十一年法律第六百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日	振興山村(山村振興法(昭和四十一年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること)。
--------------	---

(次条において「新法」という。)第八条の規定により作成された山村振興計画とみなす。

(保全事業等の計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の認定を受けている保全事業等の計画(その変更につき同条第五項の認定があつたときは、その変更後のもの)は、新法第十二条第一項の認定を受けた保全事業等の計画とみなす。

(総務省設置法の一部改正)



官 報 (号 外)

は、持続的な経済社会の活性化を実現するため、国・地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しを展望しつつ定率減税を縮減することも、住宅税制、金融・証券税制等について適切な措置を講ずること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面では、租税及び紙収入で四十四兆七十億円の収入を見込むとともに、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債六兆千八百億円及び平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(「仮称」)の規定による公債二十八兆二千百億円の収入を予定するほか、税外収入についても、可能な限りその確保を図ることとしている。

歳出面では、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図る必要性にかんがみ、予算配分の重点化・効率化を図ることとしている。

これらの結果、平成十七年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも八十二兆千八百二十九億九千七百六十七万八千円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入二百七十五兆四千四百二十二億千四百九万千円、歳出二百三十九兆六千五百五十二億九千百三万三千円である。

特別会計の数は、交付税及び譲与税配付金特別会計ほか三十で昨年度と同数である。

また、政府関係機関の数は、中小企業総合事業団信用保険部門の業務を中小企業金融公庫に移管したことにより、一機関減となり、国民生活金融公庫ほか七となる。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

は、持続的な経済社会の活性化を実現するた

平成十七年度一般会計予算  
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する

參議院議長 扇 千景殿

平成十七年度特別会計予算

よつて国会法第八十三条により送付する。

參議院議長　衆議院議長　河野洋平  
扇　千景殿

平成十七年度政府関係機関予算

よつて国会法第八十三條により送付する。

衆議院議長 河野洋平

卷之三

投票者氏名

（衆議院提出）  
日程第一 半島振興法の一部を改正する法律案

賀成者氏名

特別会計の数は、交付税及び譲与税配付金特別会計ほか三十で昨年度と同数である。また、政府関係機関の数は、中小企業総合事業団信用保険部門の業務を中小企業金融公庫に移管したことにより、一機関減となり、国民生活金融公庫ほか七となる。

特別会計ほか三十で昨年度と同数である。  
また、政府関係機関の数は、中小企業総合事業団信用保険部門の業務を中小企業金融公庫に移管したことにより、一機関減となり、国民生活金融公庫ほか七となる。

衆議院議長	河野 洋平
院議長	扇 千景殿
院議長	河合 常則君
岸 宏一君	片山虎之助君
北岡 秀二君	加納 時男君
小池 正勝君	岡田 直樹君
小泉 顕雄君	荻原 健司君
小林 温君	景山俊太郎君
鴻池 祥肇君	秀久君
佐藤 泰三君	年度
桜井 新君	法第八十三條により送付する。
清水嘉与子君	において可決した。
陣内 孝雄君	云法第八十三條により送付する。
鈴木 政二君	〇
関口 昌一君	〇
田浦 直君	〇
田村 公平君	〇
伊達 忠一君	〇
武見 敬三君	〇
段本 幸男君	〇
鶴保 康介君	〇
中原 真人君	〇
中島 義雄君	〇
中川 中島	〇
二之湯 智君	〇
西銘順志郎君	〇
中原 爽君	〇
荒井 有村	〇
浅野 荒井	〇
阿部 正俊君	〇
青木 幹雄君	〇
勝人君 広幸君	〇
信也君 岩城	〇
愛知 治郎君	〇
秋元 司君	〇
正吾君 治子君	〇
光英君	〇
菅氏名	〇
千島振興法の一部を改正する法律案	〇
三二七名	〇
石	〇

萩原 健司君	岡田 直樹君	尾辻 秀久君
加納 時男君	河合 常則君	柏村 武昭君
景山俊太郎君	北岡 秀二君	金田 勝年君
岸 宏一君	沓掛 哲男君	狩野 安君
片山虎之助君	小池 正勝君	木村 仁君
岸 信夫君	小泉 顯雄君	岸 昭男君
北川イツセイ君	小林 温君	小泉 寛之君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	小斎平敏文君
佐藤 泰三君	桜井 新君	後藤 博子君
清水嘉与子君	佐藤 駿郎君	佐藤 昭郎君
陣内 孝雄君	山東 昭子君	坂本由紀子君
鈴木 政二君	椎名 一保君	末松 信介君
関口 昌一君	田中 直紀君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 謙嗣君	関谷 勝嗣君
伊達 忠一君	竹山 裕君	田村耕太郎君
段本 公平君	谷川 秀善君	常田 享詳君
武見 敬三君	中島 啓雄君	中島 弘文君
鶴保 康介君	中原 真人君	中島 博彦君
中原 爽君	中川 義雄君	西島 英利君
中川 幸男君	中川 雅治君	野上浩太郎君
二之湯 智君	南野知恵子君	西島 英利君
哲郎君	西銘順志郎君	野上浩太郎君

藤井	林	長谷川憲正君
保坂	芳正君	基之君
舛添	要一君	三藏君
松村	祥史君	政司君
水落	敏栄君	俊夫君
森元	恒雄君	正昭君
山内	俊夫君	吉村剛太郎君
山崎	山谷えり子君	順二君
山本	山本	伊藤基隆君
脇	雅史君	浅尾慶一郎君
池口	修次君	昭君
今泉	五月君	大石正光君
江田	小川敏夫君	木俣耕平君
大塚	大石	佐藤加藤
佐藤	佐藤	佐藤木俣
小林	小林	北澤木俣
郡司	郡司	佐藤木俣
櫻井	櫻井	佐藤木俣
佐藤	佐藤	佐藤木俣
佐藤	佐藤	佐藤木俣
雄平君	雄平君	泰介君
充君	充君	彰君
島田智哉子君		
下田	芝	齋藤
敦子君	博一君	勁君

平成十七年三月二十三日 参議院会議録第九号

投票者氏名

送付)  
賛成者氏名

日程第二 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院

○名  
反対者氏名

岸	信夫君	北川イツセイ君
倉田	寛之君	小斎平敏文君
小泉	昭男君	佐藤昭郎君
後藤	博子君	坂本由紀子君
佐藤	昭郎君	山東昭子君
山東	一保君	椎名未松
椎名	信介君	世耕弘成君
未松	一保君	関谷勝嗣君
世耕	弘成君	田中直紀君
関谷	勝嗣君	田村耕太郎君
田中	直紀君	竹山裕君
田村耕太郎君	竹山裕君	谷川秀善君
常田	享詳君	中川雅治君
中村	博彦君	中島啓雄君
中曾根	弘文君	中島啓雄君
中村	英利君	西島英利君
南野	知恵子君	野上浩太郎君
橋本	聖子君	福島啓史郎君
藤野	公孝君	藤野賢二君
真鍋	賢二君	松田岩夫君
松田	岩夫君	松村龍二君
三浦	一水君	

北岡	秀二君
沓掛	哲男君
小池	正勝君
小泉	温君
鴻池	祥肇君
小林	佐藤
桜井	泰三君
清水嘉与子君	新君
陣内	孝雄君
鈴木	政二君
関口	昌一君
田浦	直君
伊達	忠一君
武見	敬三君
段本	幸男君
鶴保	庸介君
中川	義雄君
中島	眞人君
中原	爽君
二之湯	智君
野村	哲郎君
長谷川憲正君	基之君
西銘順志郎君	芳正君
舛添	要一君
藤井	三藏君
林	松村
保坂	祥史君
水落	政司君
敏栄君	松山

森元 恒雄君  
山内 俊夫君  
山崎 正昭君  
山谷えり子君  
吉村剛太郎君  
山本 順三君  
脇 雅史君  
浅尾慶一郎君  
伊藤 基隆君  
池口 修次君  
今泉 昭君  
江田 五月君  
小川 敏夫君  
大石 正光君  
木俣 大塚  
北澤 加藤  
佐藤 敏幸君  
佐藤 俊美君  
小林 耕平君  
郡司 敏幸君  
影君 美丈君  
島田智哉子君  
櫻井 雄平君  
佐藤 泰介君  
高橋 雄平君  
田村 元君  
鈴木 秀昭君  
千葉 寛君  
津田弥太郎君  
富岡由紀夫君  
内藤 正光君

官 報 (号 外)

平成十七年三月二十三日

參議院會議錄第九號

投票者氏名

日程第三 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名

○名

近藤 又市	黒岩 角田	愛知 秋元	治郎君 司君	児童扶養手当の 内閣提出、衆
佐藤 鴻池	小林 小泉	北岡 岸	荒井 有村	○名
新君 泰三君	小池	沓掛 河合	正吾君 治子君	二一〇名
桜井 祥肇君	正勝君	秀二君	光英君 清子君	
	哲男君	片山虎之助君	時男君	
		景山俊太郎君	直樹君	
		荻原	健司君	
		加納		

椎名	山東	昭子君
末松	信介君	一保君
世耕	弘成君	勝嗣君
田中	直紀君	
関谷	勝嗣君	
田村耕太郎君		
田中		
竹山		
谷川		
常田		
中川		
中島	秀善君	
中曾根	弘文君	
西島	英利君	
中村	博彥君	
南野	知惠子君	
野上	浩太郎君	
橋本	聖子君	
藤野	公孝君	
福島啓史郎君		
眞鍋		
松田		
松村		
三浦		
溝手		
矢野		
山崎		
山下		
吉田		
若林		
正俊君		
一大君		
博美君		

鈴木	政二君	陣内	清水嘉与子君
関口	昌一君	孝雄君	
田浦	直君		
田村	公平君		
伊達	忠一君		
武見	敬三君		
段本	幸男君		
鶴保	庸介君		
中川	義雄君		
中島	真人君		
中原	爽君		
二之湯	智君		
西銘順志郎君			
野村	哲郎君		
長谷川憲正君			
林	芳正君		
藤井	基之君		
保坂	三藏君		
舛添	要一君		
松村	祥史君		
松山	政司君		
水落	敏宗君		
森元	恒雄君		
山内	俊夫君		
山崎	正昭君		
山谷えり子君			
吉村剛太郎君			
山本	順三君		
脇	雅史君		

浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 池口 修次君  
 今泉 昭君 江田 五月君 小川 敏夫君  
 大石 正光君 大塚 耕平君 神本美恵子君  
 喜納 昌吉君 工藤堅太郎君 喜納 昌吉君  
 小林 正夫君 舉石 東君 齋藤 齐藤  
 佐藤 道夫君 芝 博一君 下田 敦子君  
 高嶋 良充君 谷 博之君 檜葉賀津也君 田名部匡省君  
 辻 泰弘君 那谷屋正義君 羽田雄一郎君 平野 久美子君  
 直嶋 正行君 那谷屋正義君 羽田雄一郎君 林 久美子君  
 平野 達男君 福山 哲郎君 広中和歌子君 藤本 祐司君



官 報 (号 外)

平成十七年三月二十三日 参議院会議録第九号

錄第九號 投票者氏名

右		○名		山口那津男君		山本 香苗君	
松	あきら君	山本	保君	井上	哲士君	緒方	靖夫君
山下	栄一君	小池	晃君	大門	実紀史君	吉川	春子君
井上		角田	義一君	近藤	正道君	又市	征治君
緒方		義二君		黒岩	宇洋君	黒岩	宇洋君
山本				福島	みづほ君	仁比	聰平君
保君				糸数	慶子君	大田	昌秀君
市田				鈴木	陽悦君	紙	智子君
忠義君							
市田							
智子君							

大江 大塚 加藤 北澤 木俣 敏幸君  
康弘君 耕平君 佳丈君 俊美君  
郡司 小林 佐藤 泰介君 彰君  
元君 佐藤 雄平君  
島田智哉子君 櫻井 充君  
了君 鈴木 寛君  
田村 秀昭君  
高橋 千秋君  
千葉 景子君  
津田弥太郎君  
富岡由紀夫君  
西岡 武夫君  
白 眞熟君  
廣野ただし君  
前田 平田 広田 一君 健三君  
藤原 藤末 正司君 武志君  
松下 松下 新平君  
水岡 森 柳澤 ゆうこ君  
山下八洲夫君 水岡 俊一君  
光美君

大久保 勉君 岡崎トミ子君  
神本美恵子君 喜納 昌吉君  
工藤堅太郎君 小林 正夫君  
齊藤 輿石 佐藤 道夫君  
芝 博一君 下田 敦子君  
下田 棒葉賀津也君 田名部匡省君  
高鳴 良充君 谷 博之君  
辻 泰弘君 谷 博之君  
那谷屋正義君 直嶋 正行君  
平野 達男君 羽田雄一郎君  
広中和歌子君 林 久美子君  
藤本 祐司君 松井 孝治君  
福山 哲郎君 前川 清成君  
峰崎 直樹君 円 より子君  
篠瀬 進君 柳田 稔君  
山根 隆治君

官 報 (号 外)

動産の登記簿の謄抄本・登記事項証明書の交付についての手数料が、今では一倍の千円にまで

参議院議員尾立源幸君提出登記手数料に関する質問に対する答弁書

き下げる」とは相当でないと考へてゐる。

なっている。その理由を示されたい。

登記手数料の額は、物価の状況、登記事項証

登記手数料の額の引下げるために、特定の者の積立金を登記特別会計の歳入として受け入れ

の賃貸本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮してこれを決めるということにされているが、登記手数料を管理している登記特別会計の平成十六年度予算によると前年度剩余金受

明書の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める」ととされている(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二百十九条第三項等)。

ることは、これが当該特定の者に負担を強制するものであれば、強制的な寄附金受入れ等を禁止している「官公庁における寄附金等の抑制について」(昭和二十三年一月三十日閣議決定)の

入が百一十二億円計上されている。これを登記手数料の値下げのために使うことは法的に問題があるのか。

平成十年四月に改定された現行の登記手数料の額は、平成十年度から平成十二年度までの三年間の登記事務のコンピュータ化に要する経費等を含めた登記情報の公開に要する経費の総額

趣旨に反し、相当でないものと考える。  
四について  
財政制度等審議会から指摘された委託事業の  
単価の適正化については、全国的な抽出調査を

## 登記手数料に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

平成十七年三月十一日

尾立 源幸

卷之三

## 登記手数料に関する質問主意書

登記制度の目的は、実体的な権利変動を正確かつ迅速に公示することによつて不動産等の取引の

されている。これらの事項の見直しの進捗状況について示されたい。

平成十七年三月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

參講院講長 廉千景颺

質問に対し、別紙答弁書を送付する。

手数料については適正なものでなければならず、手数料が余り高くなると登記制度の理想に反するおそれがある。

よつて、以下質問する。

質問主意書及び答弁書

# 官 報 (号 外)

第明治二十二年三月三十一日可認物便郵種三十五年三月三十日

平成十七年三月二十二日

參議院會議錄第九号

發行所
二東京一 獨立番○ 四都港五 行政區八 法人虎四 國立門二 印刷局丁 目
電話
03 (3587) 4294
定 價
本體 一部 一一〇円 一五円